特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
美馬市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
美馬市長

公表日
令和6年3月11日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 1. 資格管理事務 ①住民基本台帳情報（以下「住民票情報」という。）や適用除外要件等の確認による美馬市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 2. 保険給付事務 ①高齢受給者証の交付。 ②高額療養費の支給。 ③限度額認定、標準負担額減額認定証の交付。 ④特定疾病受療証の交付。 ⑤療養給付費及び療養費の給付。 ⑥移送費の支給。 ⑦高額介護合算療養費の支給。 ⑧出産育児一時金の支給。 ⑨葬祭費の支給。 ⑩他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑪一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑫保険給付の一時差し止め。 ⑬オンライン資格確認業務（資格履歴管理業務、機関別符号の取得事務）
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 国保連合会資格報告システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム（ミサリオ） 6. 国保総合（国保集約）システム 7. 医療保険者向け中間サーバ等

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険情報ファイル、国保資格情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法　第9条第1項　別表第一　項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 93, 106 【別表第二における情報照会の根拠】項番27, 42, 43, 44, 45 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【主務省令における情報提供の根拠】第1, 2, 3, 4, 5, 19, 20, 25, 33, 43, 44, 46, 53条 【主務省令における情報照会の根拠】第20, 25, 26条 ③番号法附則第6条第4項 ④国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ⑤公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部保険健康課保険年金担当　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5601

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月19日	Ⅳリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和3年3月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要		⑭オンライン資格確認業務(資格履歴管理業務、機関別符号の取得事務)を追加	事後	
令和3年3月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		4・滞納管理システム 6．中間サーバー 6．団体内統合宛名システム 7．住民基本台帳ネットワークシステム 8．国保総合(国保集約)システム 9．医療保険者向け中間サーバ等 を追加	事後	
令和3年3月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠		国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 を追加	事後	
令和3年3月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		③番号法附則第6条第4項 ④国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 を追加	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1，2，3，4，5，17，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，106 【別表第二における情報照会の根拠】項番27，42，43，44，45 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【主務省令における情報提供の根拠】第1，2，3，4，5，19，20，25，33，43，44，46，53条 【主務省令における情報照会の根拠】第20，25，26条 ③番号法附則第6条第4項 ④国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	①番号法第19条8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1，2，3，4，5，17，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，106 【別表第二における情報照会の根拠】項番27，42，43，44，45 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【主務省令における情報提供の根拠】第1，2，3，4，5，19，20，25，33，43，44，46，53条 【主務省令における情報照会の根拠】第20，25，26条 ③番号法附則第6条第4項 ④国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和4年11月18日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1，2，3，4，5，17，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，106 【別表第二における情報照会の根拠】項番27，42，43，44，45 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【主務省令における情報提供の根拠】第1，2，3，4，5，19，20，25，33，43，44，46，53条 【主務省令における情報照会の根拠】第20，25，26条 ③番号法附則第6条第4項 ④国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	①番号法第19条8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1，2，3，4，5，17，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，106 【別表第二における情報照会の根拠】項番27，42，43，44，45 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【主務省令における情報提供の根拠】第1，2，3，4，5，19，20，25，33，43，44，46，53条 【主務省令における情報照会の根拠】第20，25，26条 ③番号法附則第6条第4項 ④国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ⑤公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事前	公金受取口座を活用した給付の開始に伴う修正
令和2年3月17日	Ⅰ1②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 1．資格管理事務 ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による美馬市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 2．保険料賦課・徴収事務 ①所得・資産税額情報により保険料を賦課。(減免申請の審査・決定等を含む。) ②年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法の決定。 ③保険料の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 ④保険料の過誤納金の還付、充当処理。 ⑤保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ⑥保険料の口座振替情報の管理。 3．保険給付事務 ①高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。 ②高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ③限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ④特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑤入院時食事療養費、訪問看護療養費、特別療養費の給付。 ⑥移送費の支給。 ⑦高額介護合算療養費の支給。 ⑧出産育児一時金の支給。 ⑨葬祭費の支給。 ⑩他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑪一部負担金の減免申請による審査・決定。	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 1．資格管理事務 ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による美馬市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 2．保険給付事務 ①高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。 ②高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ③限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ④特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑤入院時食事療養費、訪問看護療養費、特別療養費の給付。 ⑥移送費の支給。 ⑦高額介護合算療養費の支給。 ⑧出産育児一時金の支給。 ⑨葬祭費の支給。 ⑩他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑪一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑫保険給付の一時差し止め。 ⑬徳島県国民健康保険団体連合会と被保険者情報の授受を行い、保険給付の支給決定をする。 ⑭オンライン資格確認業務(資格履歴管理業務、機関別符号の取得事務)	事後	業務内容の見直しに伴う修正
令和2年3月17日	Ⅰ1③システムの名称	1．国民健康保険システム 2．国保連合会資格報告システム 3．国保高額医療費システム 4．滞納管理システム 5．中間サーバー 6．団体内統合宛名システム 7．住民基本台帳ネットワークシステム 8．国保総合(国保集約)システム 9．医療保険者向け中間サーバ等	1．国民健康保険システム 2．国保連合会資格報告システム 3．中間サーバー 4．団体内統合宛名システム 5．住民基本台帳ネットワークシステム(ミサリオ) 6．国保総合(国保集約)システム 7．医療保険者向け中間サーバ等	事後	使用システムの変更に伴う修正
令和2年3月17日	Ⅰ2特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル、国保資格情報ファイル、所得情報システム、収納状況システム、滞納情報システム	国民健康保険情報ファイル、国保資格情報ファイル	事後	記載情報の見直しに伴う修正
令和2年3月17日	Ⅰ1②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 1．資格管理事務 ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による美馬市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 2．保険給付事務 ①高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。 ②高額療養費の算定額の認定及び支給。 ③限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ④特定疾病療養(人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑤入院時食事療養費、訪問看護療養費、特別療養費の給付。 ⑥移送費の支給。 ⑦高額介護合算療養費の支給。 ⑧出産育児一時金の支給。 ⑨葬祭費の支給。 ⑩他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑪一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑫保険給付の一時差し止め。 ⑬徳島県国民健康保険団体連合会と被保険者情報の授受を行い保険給付の支給決定をする。	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 1．資格管理事務 ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による美馬市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 2．保険給付事務 ①高齢受給者証の交付。 ②高額療養費の支給。 ③限度額認定、標準負担額減額認定証の交付。 ④特定疾病受療証の交付。 ⑤療養給付費及び療養費の給付。 ⑥移送費の支給。 ⑦高額介護合算療養費の支給。 ⑧出産育児一時金の支給。 ⑨葬祭費の支給。 ⑩他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑪一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑫保険給付の一時差し止め。 ⑬オンライン資格確認業務(資格履歴管理業務、機関別符号の取得事務)	事後	記載情報の見直しに伴う修正